牧之原市中小企業者等応援給付金 申請受付実施概要

1 給付金の概要

(1)趣旨

市では、地域経済の維持を図るため、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、<u>昨年11月から本年2月までの売上高が前年の同月と比べ30%以上減少し、</u>経営の安定に支障が生じている中で事業を継続する市内中小企業者等の皆さまに対し、予算の範囲内において給付金を交付します。

(2)給付金

- ① 金額 1事業者あたり10万円(1回限り)
- ② 申請期間 令和3年3月1日(月)から5月31日(月)まで

(3)申請要件

次の①~⑥の全ての要件を満たす者とします。

- ① 牧之原市内で事業所を運営する中小企業者等(※1)であること。
- ② 申請時において現に事業を営んでおり、かつ、今後も事業を営む意思があること。
- ③ 昨年10月末日までに開業していること。(税務署に対し開業届等が提出されていること)
- ④ 昨年11月から令和3年2月までのいずれか1か月の売上高が前年同月等の売上高と比較して30パーセント以上減少していること。

また、比較する月の前年同月の売上高が10万円以上あること。

- ⑤ 別に定める誓約事項を全て遵守すること。
- ⑥ 「牧之原市飲食店・宿泊施設における新型コロナウイルス感染症対策奨励金」の支給を 受けていないこと。
 - ※1 中小企業者等 …… 中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者であって、市内に事務所又は事業所を有する「中小企業、小規模事業者、個人事業主」をいう。

(業種による要件については P.3 4 その他 ②を御参照ください)

2 申請手続

申請書類

以下の申請書類をすべて提出してください。(詳細は別表 1 に規定)必要に応じて追加書類の 提出及び説明を求めることがあります。また、申請書類の返却はいたしません。

- ①牧之原市新型コロナウイルス感染症対策中小企業者等応援給付金申請書兼請求書(様式第1号)
- ②誓約書(様式第3号)

- ③営業実態がわかる書類(写しで可)
 - ・個人の場合 確定申告書の控え (第一表) +直近の売上帳簿、台帳、日計など
 - 法人の場合 確定申告書の控え (別表一) +法人事業概況説明書の控え (表裏)
- ④売上高が前年同月 30%以上減少し、かつ前年売上高が 10 万以上あることが分かる書類 (次のいずれかの書類)
- ・比較する月の青色決算書、または売上帳簿、台帳、日計 + その前年の青色決算書
- ・白色申告の方は、比較する月の帳簿・日計 + その前年同月の売上帳簿、台帳、日計
- ・売上減少確認書(税理士また会計士の押印のあるもの)【様式第2号】
- ・法人事業概況説明書等の控え(表裏)
- ⑤振込先口座が分かる通帳の該当部分(写しで可)
 - ・通帳の表紙 + 表紙をめくった1枚目の写し
- ⑥その他市長が必要と認める書類

3 申請方法等

必要な申請書 (様式) の入手方法

①牧之原市公式ホームページ

牧之原市公式ホームページの以下のページからダウンロードできます。

https://www.city.makinohara.shizuoka.jp/soshiki/41/38295.html

②市関係機関等での配布

機関名	住所		
牧之原市商工振興課	牧之原市相良275 牧之原市役所相良庁舎2階		
牧之原市市民課	牧之原市静波 4 4 7 -1 牧之原市役所榛原庁舎 2 階		
牧之原市商工会	牧之原市波津691-2		
まきのはら産業・地域活性化	牧之原市静波1771-5 (元観光協会建物内)		
センター			

- (2) 申請方法 提出は原則郵送とします。
 - ・密集を避けるため、持参での提出はご遠慮ください。
 - ・簡易書留やレターパックなど郵便物の追跡ができる方法で郵送してください。
 - ・期限最終日までの消印有効となります。
 - ※切手を貼付の上、裏面には差出人の住所及び氏名を必ずご記載ください。

(宛先)

〒421-0592

牧之原市相良275

牧之原市役所商工振興課 行き

(3) 支給の決定

申請書類を受理後、内容を審査し、適当と認められるときは給付金を支給します。審査の結果、支給できる場合は、順次支給します。なお、支給にあたっての振込先となる口座名義は代表者と同一の口座に限ります。

審査した結果、給付金の支給を決定した時は、後日支給に関する通知を送付します。一方、 支給しない決定をした時は不支給に関する通知を送付します。

(4) 支給の取消

支給の決定後、申請要件に当てはまらない事実や不正受給が発覚した場合は支給の決定を取り消します。その場合、申請者は給付金を返金することとなります。

4 その他

注意事項

① 給付金に関して必要に応じて対象施設等の実態について申請書類提出のほかに報告や検査を求めることがあります。

また、本給付金の支給を受けた場合、「牧之原市飲食店・宿泊施設における新型コロナウイルス感染症対策奨励金」の支給は受けることができません。

②「中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者等」とは、以下の表にあてはまる法人又は個人事業者が対象となります。

業種	資本金	常時使用する従業員数
製造業等	3 億円以下	300人以下
ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	3億円以下	900人以下
卸売業	1 億円以下	100人以下
小売業	5 千万円以下	5 0 人以下
サービス業	5 千万円以下	100人以下
ソフトウェア業 情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下
医療法人等	_	300人以下

- ※「製造業等」とは、卸売業、小売業、サービス業以外の業種をいいます。具体的には、建設業、運送業、不動産業、倉庫業、印刷業、出版業、電気・ガス・熱供給・水道業、保険 媒介代理業、電気通信業、土石採取業、旅行業などです。
- ※「医療法人等」とは、医療を主たる事業とする医療法人、社会福祉法人等をいいます。
- ※組合の場合は、組合自体が対象となる事業を営んでいるもの、またはその構成員の3分の 2以上が対象となる事業を営んでいるものをいいます。

中小企業者等応援給付金の申請書類

別表 1

申請にあたり、以下のすべての書類等が必要となります。

確認事項	チェック		
① 支給申請書兼請求書(様式第1号)			
・代表者印の押印が必要です。			
・振込先の口座名義は、代表者の名前と同一の口座に限ります。			
・担当者名は申請内容が分かる方の氏名を記載してください。なお、円滑に支給を行うた			
め、携帯電話番号欄もご記入ください。			
② 誓約書 (様式第3号)			
誓約書の下部の「申請者」の欄は必ず自書でお願いします。(または、記名+押印)			
③営業実態がわかる書類(写しで可)			
市内で営業活動を行っていることを確認するため御提出ください。			
・個人の場合 確定申告書の控え(第一表)+直近の売上帳簿、台帳、日計など			
・法人の場合 確定申告書の控え(別表一)+法人事業概況説明書の控え(表裏)			
 ※設立後決算期や申告時期を迎えていない場合は、個人事業の開業・廃業等届出書(税			
務署の受付印があるもの)又は法人設立設置届出書(税務署の受付印があるもの)及			
び直近の経理帳簿など			
④ 売上減少が分かる書類			
令和2年 11 月から令和3年2月までのいずれか1か月の売上高が前年同月等の売上高と			
比較して 30 パーセント以上減少していることがわかる書類 (写しで可)			
また、前年同月に 10 万円以上の売上高があったことが分かる書類			
(次のいずれかの書類)			
・比較する月の青色決算書、または売上帳簿、台帳、日計 + その前年の青色決算書			
・白色申告の方は、比較する月の帳簿・日計 + その前年同月の売上帳簿、台帳、日計			
・売上減少確認書(税理士また会計士の押印のあるもの)【様式第2号】			
・法人事業概況説明書等の控え(表裏)			
 ⑥振込先口座が分かる通帳の該当部分(写しで可)			
金融機関名、支店名、名義人、口座種別、口座番号が記載された部分			
・通帳の表紙 + 表紙をめくった1枚目の写し			
※口座名義は代表者名と同一の口座に限ります。			
⑦その他市長が必要と認める書類			
必要に応じて求めることがあります。			

※写し等の用紙は A4 サイズとしてください。